

○学校生活の基本的なきまり○

豊かで充実した高校生活を創造し、互いに気持ちよく学校生活を送るため、次の事項は、学校生活の基本的なきまりとして定めたものである。これらのきまりをよく守り、本校生徒としての自覚と誇りを持ち、高校生活を送る努力をしよう。

1. 登校・下校

(1) 登校時刻…午前8時25分

(2) 下校時刻…午後5時00分

15分前には諸活動をやめ、下校時刻には完全に下校すること。ただし、顧問や担任がついている場合に限り、下校時刻の延長を認める。

(3) 正当な理由なく欠席・遅刻・早退・欠課などをしないこと。

(4) 登下校の際、オートバイ・自動車を使用しないこと。同乗や制服での乗車も禁止とする。

(5) 通学用のはきものは華美でない靴に限る。

(6) 自転車通学者の心得

・自転車損害賠償保険等に参加した上、自転車登録届を生徒部へ提出すること。

・交通ルールにもある、自転車乗車中のスマホや携帯電話操作、ヘッドホンやイヤホンを使用して音楽を聴くこと、雨天時の傘をさしての乗車などは、極めて危険な行為で禁止とする。また、交通マナーも守りながら安全運転と事故を未然に防ぐ努力を怠らないこと。

2. 学習態度

(1) 学習には、意欲的かつ積極的な態度で取りくみ、また工夫をこらすこと。

(2) 学習計画をたて、予習・復習を毎日行うこと。

(3) 授業の開始のチャイムとともに教科書・ノート・筆記用具など授業の準備を整え、静かに先生を待つこと。

(4) 教室移動（体育館・校庭を含む）の際には、準備・後始末などを手早く行い、すみやかに移動し、上記（3）にならうこと。

(5) 授業中は静粛を旨とし、他の迷惑になるような行為は慎むこと。

(6) 自習時間などにみだりに教室外に出たり、他の教室に入らないこと。

(7) H・R活動、クラブ活動、生徒会活動などにも積極的に参加すること。

3. みだしなみ（服装）

(1) 制服を着用し、本校の生徒であることに自覚と誇りをもとう。

(2) 制服は端正、清潔を旨とする。

(3) やむを得ず異装する場合は、異装願を担任まで提出し、許可を得ること。

- (4) 髪は清潔にし，見苦しくないようにすること（特異な長髪，変形，染色・脱色は禁止する）。
- (5) 制服に手を加え変形しないこと。
- (6) 化粧やアクセサリを身につけて登校しないこと。
- (7) 登下校の際はすべて制服を着用すること。（土曜日，日曜日，祝日，長期休業を含む）

#### ◆制服についての規定◆

本校では下記の通り生徒の服装が決まっています。規制を厳守し，清潔な品位ある服装で通学して下さい。

##### ○冬 服（10月1日～5月31日）

上着…紺，ブレザー型（本校指定のもの）

スカート又はズボン…グレー（本校指定のもの）

ワイシャツ…白色無地でリボン・ネクタイのできるもの。

リボンまたはネクタイ…本校指定のもの。（えんじと緑）

防寒着

ベスト・セーター・カーディガン…紺・黒・白・灰色・ベージュ・茶・無地でV型。

スカートの下にジャージ・スウェット等を履くことは不可。

コート…気候に応じてブレザーの上から着用してもよい。（華美でないもの。奇抜でないもの。）

##### ○夏 服（6月1日～9月30日）

スカート又はズボン…グレー（本校指定のもの）

ワイシャツ…白色無地（ポロシャツ…白色無地も可）

気候に応じベスト・セーター・カーディガンを着用してもよい。（紺・黒・白・灰色・ベージュ・茶 無地V型）

気候に応じて移行期間を設ける。年間を通してパーカー，スウェットの着用は不可。

#### 4. 校内の美化

- (1) 「この美しさを保とう」というのが本校の美化の目標である。全員が校舎内外の清潔整頓に留意し，学校の諸施設を大切に扱うこと。
- (2) 使用した教室その他の施設は，各自の責任において後始末をすること。
- (3) 掃除当番は，全員が協力して毎日励行すること。
- (4) 下ばき・上ばき・体育館ばきの区別を守ること。
- (5) 学校の施設や用具を破損した際は，担任または顧問にすみやかに連絡すること。

#### 5. 校内生活

- (1) 校内における集会・印刷物の配布・金品の募集・署名などについては，生徒部の許可をうけること（私的な資金集め等は厳禁する）。
- (2) 掲示については，生徒会および生徒部の承認を得て行うこと。他の掲示は無断ではがさないこと。

(3) 部活動は次の要領で行う。

イ 部活動は、定められた時間と場所を守って行うこと。

ロ 対外試合の参加等は、部顧問に届け、学校長の許可を受ける。

登校後は無断で校外に出てはならない。やむを得ず外出する場合は、学級担任の許可を受け、承認の印を受けること。

(4) 登校後は無断で校外に出てはならない。やむを得ず外出する場合は、学級担任の許可を受け、承認の印を受けること。

## 6. 校外生活

(1) 風紀上好ましくない場所への出入をしないこと。

(2) アルバイトをする場合には、学業や生活に悪影響がないよう職種・場所・時間などについて充分検討し、保護者の承認を得た上で、担任と相談して行うこと。